

平成26年度早島町社会福祉協議会

事業計画—(案)—

目 次

▶基本理念 (P.1)

▶経営理念 (P.1)

▶基本姿勢 (P.1)

▶重点目標 (P.2～)

○事務局

○デイサービスセンター

○居宅介護支援センター

○ホームヘルパーステーション

▶活動内容 (P.5～)

I. 会務の運営

1. 役職員による法人運営 (P.5)

(1) 理事会の開催

(2) 評議員会の開催

(3) 内部監査の実施

(4) 役員の先進地視察研修の実施

II. 地域福祉事業

1. 広報事業活動 (P.5)

(1) 社協だよりの発行

(2) 早島の匠ミニギャラリー

2. 会費・寄付・募金 (P.5)

(1) 住民会員・会費の募集

(2) 一般寄付等の受納

(3) 共同募金運動の推進

3. 地域福祉活動計画の策定 (P.6)

(1) 福祉モデル地区の取り組み支援

(2) 福祉課題分析・対策部会の運営

(3) 策定委員会の運営

(4) 地域福祉活動計画の策定と公表

4. 福祉活動員活動の支援 (P.6)

(1) 福祉活動員協議会活動の支援

(2) 福祉活動員育成に向けた支援

5. 地区福祉活動の推進 (P.6～)

(1) 高齢者給食サービス活動の推進

(2) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

(3) 夏季一斉友愛訪問活動の実施

(4) 年末大掃除おたすけサービスの実施

(5) 地区福祉活動の支援

6. 福祉啓発（教育）の推進（P.7）

- （1）地域住民への啓発活動
- （2）夏のボランティア体験事業の実施
- （3）福祉教育への協力支援
- （4）コミュニケーション麻雀の普及推進
- （5）福祉啓発事業

7. ボランティア活動の推進（P.7～）

- （1）ボランティア活動保険
- （2）福祉ボランティアグループ活動の支援
- （3）ボランティア活動に関する相談・調整

8. 福祉団体活動の支援（P.8）

- （1）福祉当事者団体・福祉団体活動の支援

9. 在宅介護支援事業（P.8）

- （1）介護職員初任者研修
- （2）福祉用具貸出サービス

10. 福祉相談及び福祉サービスの利用援助（P.8）

- （1）福祉相談
- （2）生活福祉資金貸付事業の実施
- （3）日常生活自立支援事業の実施

11. 地域福祉センターの運営管理（P.9）

- （1）施設の利用促進
- （2）備品・用具貸出

Ⅲ. 介護サービス事業

1. 居宅介護支援事業（P.9）

- （1）居宅介護支援事業

2. 通所介護事業（P.9）

- （1）通所介護事業
- （2）介護保険外サービス事業

3. 訪問介護事業（P.9～）

- （1）訪問介護
- （2）介護予防訪問介護
- （3）居宅介護（障がい者自立支援）
- （4）介護保険外サービス事業
- （5）軽度生活支援
- （6）障がい者移動支援

平成26年度早島町社会福祉協議会事業計画（案）

▶本会の基本理念

お互いが支えあい	安心して
幸せに暮らせる	住みよい地域をつくります

▶本会の経営理念

本会役職員は、基本理念に則り地域福祉事業の推進と介護保険事業の充実・発展を図るとともに、安定した法人運営に心がけてまいります。

▶本会の基本姿勢

本会は、地域福祉事業と介護保険事業を中心とした法人運営を行っています。

地域福祉事業の基本的な考え方といたしましては、住民主体の原則を堅持し、住民の方が住み慣れた地域で安心して生活ができる具体的かつ背伸びせず着実に推進（実行）可能な計画づくりを構築していくことが必要であると考えており、平成25年度から平成26年度にかけて地域福祉事業の羅針盤となります地域福祉活動計画を策定し、以降、この計画に沿った事業を実践してまいります。

また、介護保険事業では、平成26年度に介護保険法の一部改正が行われ、平成27年度を初年度とした新たな介護保険制度が適用されることとなっており、本会にとってもますます厳しさを増してくるものと思われませんが、限りある財源のなかで工夫を凝らし利用者本位に立った良質で特色を持った介護サービスの提供に心がけてまいります。

この両事業を推進するにあたり、職員の日々の人材育成は勿論のこと、各人が自主財源の確保と効率的な予算執行といった経営感覚を身に付け、無駄を排除した安定的な法人運営に心がけることを最重点事項といたします。

○事務局重点目標

1 地域福祉活動計画の策定

地域福祉活動計画の策定に関しましては、平成24年度を初年度に片田地区をモデル地区に指定し福祉ニーズの調査を行うなど、小地区の福祉活動の在り方について研鑽を深めてまいってきており、平成25年度から平成26年度にかけて町内全域を対象にした地域福祉活動計画を策定するタイムスケジュールとなっています。

現在までに、地域福祉活動計画策定委員会を立ち上げ、1,500人の町民を対象とした無作為の住民アンケート調査の実施、各種団体等とのヒアリング（約60団体）及び町内5か所に於いて住民福祉座談会を開催するなど、多くの町民の方々から福祉全般についてご意見を頂戴しました。

本年1月からは、課題の整理や対策について専門部会を立ち上げ、多くのご意見を整理整頓すべく3つの部会で課題の整理を行い、次のステップである課題対策部会を立ち上げている状況にあります。

同計画策定の最終年度にあたり、各部会や策定委員会における協議等により、住民や関係機関協働での具体的な民間福祉行動計画の策定と住民への公表を年度末までに行います。

2 新会計基準の導入にむけて

社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、社会福祉法人会計基準のほか、指導指針や老健準則等、様々なルールが併存しており、事務処理が煩雑で会計処理結果が異なる等の問題が指摘されてきました。

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人運営が求められること、また、公的資金・寄付金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明性が求められています。

こうした状況下にあって、本会では、平成26年度中に簡素で分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準に沿った新年度予算が編成できるための諸準備に取り掛かかることにしており、平成27年度より新会計基準による予算編成を予定いたしております。

3 人事管理制度・人事評価（考課）制度の運用

本会職員における人事評価制度については、平成25年度に制度化されていますが、人事評価（考課）制度の導入につきましては、評価する側、される側で画一的な考え方を確立することが第一であると考えており、職員間の共通認識ができる期間として2年程度（平成25年度～平成26年度）の運用を終えた後、制度の本格的導入を行う予定です。

現時点では、各セクションの管理者を中心に種々運用についての打合せや考課に対する意思の疎通を行っている状況です。

平成26年初頭からは、各セクションの職員一人ひとりが自己評価を行うとともに、各セクションの管理者が職員の考課を試行していく段階に入っています。

なお、この人事評価（考課）制度の導入については、職員一人ひとりに評価を下すといった考え方ではなく、職員の人材を育成するということに重点を置いた制度であると考えています。

○居宅介護支援センター重点目標

1 医療・保健・福祉との連携強化

利用者の在宅生活の継続には、利用者の心身の状況や本人の求め、置かれている環境に応じ、適切かつ円滑に各種在宅サービスが提供されることが必要です。

そのためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）は医療・保険・福祉機関と一体となったサービス調整が不可欠であり、個人情報への十分な配慮の下、医療関係者等との連携を密にした意見交換やケアカンファレンスや、地域住民との連携が活発に行われるよう支援していきます。

2 信頼ある事業所運営に向けた体制整備

昨年度、介護支援専門員の退職に伴い、年間を通じて引継ぎが続く状況となりました。人員体制を整えるとともに、利用者との信頼関係をより一層深めることを目的に、利用者やご家族に対するアンケート調査を行い、利用者や家族の意向に寄り添った適切な支援が継続できるよう努めます。

また、定型的な事務手続きを再点検し、事務効率化を図りながら、医療との連携や労力を要するケアマネジメントに係る時間の確保と加算の算定に努めます。

○デイサービスセンター重点目標

1 利用者の満足度の向上と安定した運営

利用者の方に好評な近隣店舗・施設を有効利用したプログラムの提供とポイントカードを使った特典サービスは継続します。例年実施している日帰り旅行については、身体的理由で参加されない利用者が増えてきているため、利用者の方の負担にならないよう内容を検討します。また、実施した活動については活動後に写真を配り、デイサービスでの様子が家族に見える形で伝わるようにします。利用者の方の満足と家族に安心していただく事で、利用者数を維持し、安定した運営を図ります。

2 行動評価シートの有効活用

行動評価シートを基に、一般職員用の目標管理シートを作成し、各自の技術や能力の向上に努めます。

また、利用者の方に安心と満足を提供する上で欠かす事のできない「介護技術」と「接客態度」については、2ヶ月ごとの重点実施事項を提示し、全職員で取り組むことでサービスの標準化を図ります。

○ホームヘルパーステーション重点目標

1 在宅サービスの充実と信頼関係の構築

利用者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしい日常生活が続けられるよう、利用者の心身の特性を踏まえて柔軟かつ継続的な対応ができるヘルパーステーションを目指します。

また、定期的にアンケート調査を行い利用者一人ひとりのニーズを的確に捉え、利用者との信頼関係をより一層深めるとともに、訪問後の具体的な援助内容等についてヘルパー同士で話し合いを持ち、ヘルパーの更なるレベルアップを目指し、利用者の満足度アップに努めます。

2 職員の資質向上と専門性の強化

社会福祉協議会の職員とし、また、訪問介護職員として個々の資質の向上と利用者に求められる専門的なケアの習得に向け、人事管理制度を有効活用していきます。

また、利用者が抱える問題を的確に把握、判断し質の高いサービスが提供できるよう、更なる介護技術や専門知識を習得するため、内部及び外部の研修に積極的に参加していきます。

▶主な活動内容

I. 会務の運営

1. 役職員による法人運営

(1) 理事会の開催

企業経営の視点に立った意思決定機関として、責任体制を明確に理事会で十分な審議を行う。

(2) 評議員会の開催

財産状況や役員の仕事執行状況について、役員に対し意見を述べるとともに、法人の重要事項についての議決機関としての審議を行う。

(3) 内部監査の実施

社協全般の仕事執行状況や、法人の財産状況を監査して経営状況の把握を行い、必要に応じ意見を述べる。

(4) 役員の先進地視察研修の実施

社協が行う諸事業の充実強化を図るため、県内外の先進地社協へ出向いて、研鑽を深めるとともに事業改善の一助とする。

II. 地域福祉事業

1. 広報事業活動

(1) 社協だよりの発行

町民に対する社協活動や住民福祉活動等の情報提供手段として、広報誌はやしま福祉情報「社協だより」を年4回発行する。

(2) 早島の匠ミニギャラリー（オアシス・ギャラリー）

「オアシス早島」1階ロビーを活用し、住民によるミニ作品展示を行い、一般住民の来館促進と、センター機能の周知を図る。

2. 会費・寄付・募金

(1) 住民会員・会費の募集

募集方法を再検討し住民会費の募集を行う。

(2) 一般寄付等の受納

一般寄付・満中陰志を受納し、ほほえみ基金の原資として基金積み立てを行い、浄財は「社協だより」などの情報提供事業等に活用する。

(3) 共同募金運動の推進

「福祉活動の財源確保」を目的に、10月に「赤い羽根共同募金運動」、12月に「歳末たすけあい募金運動」を実施する。

3. 地域福祉活動計画の策定

(1) 福祉モデル地区の取り組み支援

平成24年度から福祉活動モデル地区として指定した片田地区における福祉活動協議や実践活動の支援を継続して行う。

(2) 福祉課題分析・対策部会の運営

昨年度実施した住民福祉意識アンケート調査結果や、福祉関係団体や機関へのヒアリング結果に基づき、福祉課題の分析と対策を住民関係者協働で行う。

(3) 策定委員会の運営

引き続き策定委員会を開催し、計画立案協議や計画原案の審議、広報のあり方を検討する。

(4) 地域福祉活動計画の策定と公表

住民や福祉関係者・機関を交えた協議結果を踏まえた具体的活動計画を策定する。また、策定後の計画内容の公表を行う。

4. 福祉活動員活動の支援

(1) 福祉活動員協議会活動の支援

福祉活動員による主体的な地区活動を支援する「福祉活動員協議会」の事務局として同会の運営支援を行い、福祉マップの作成や地域ニーズの把握など、地区の実情にあった活動の活性化に努める。

(2) 福祉活動員育成に向けた支援

「福祉活動員協議会」と協働で、福祉知識や技術の習得、体験活動や福祉活動先進地視察の機会を設け、福祉活動員の関連知識や活動意欲の向上と具体的活動の促進を図る。

5. 地区福祉活動の推進

(1) 高齢者給食サービス活動の推進

地区内で食事の準備などが困難な、ひとり暮らし高齢者等を対象として、食事とふれあい交流の場を提供する「給食ボランティアグループ」への食材費等の助成や活動の支援を行う。

(2) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

地区内での気軽なふれあい交流や仲間づくりができる「たまり場」づくりの普及に努める。活動グループに対して、助成・助言を行うとともにサロン活動の更なる普及や活性化を目的とした研修会を開催する。

(3) 夏季一斉友愛訪問活動の実施

概ね70歳以上の高齢者等を対象に、民生児童委員協議会、福祉活動員協議会と協働で、熱中症予防啓発と関係づくりを目的に全地区一

齊の友愛訪問活動を行う。

(4) 年末大掃除おたすけサービスの実施

地区内の75歳以上の高齢者世帯や、身体障がい者世帯の年末大掃除作業を民生児童委員協議会、福祉活動員協議会と協働で行う。作業を行う「おたすけ員」として地区民生委員や福祉活動員以外にも、地区住民へ福祉活動の機会として協力を求める。

(5) 地区福祉活動の支援

自治会単位で行う地区福祉活動のあり方の検討や具体的活動の支援を行う。また、共同募金を活用し活動費の助成を行う。

6. 福祉啓発（教育）の推進

(1) 地域住民への啓発活動

地域住民からの要請や様々な機会を捉えて、福祉等について啓発活動を行う。

(2) 夏のボランティア体験事業の実施

中学生以上を対象に、夏季休暇期間を活用したボランティア体験事業を行い、「福祉の心」を育成する。

(3) 福祉教育への協力支援

早島小学校や早島中学校が行う福祉教育に関する授業等に対し、福祉関係団体の協力を得ながら福祉教育の支援を行う。

(4) コミュニケーション麻雀の普及推進

介護予防啓発や地区交流活動の活性化を目的に、コミュニケーション麻雀を楽しむ場づくりや普及員の養成を行う。

(5) 福祉啓発事業

地域住民への福祉啓発を目的に福祉当事者やボランティアグループの協力を得て、「福祉映画会」「障がい者作品展」等のイベント事業を行う。

7. ボランティア活動の推進

(1) ボランティア活動保険

安心してボランティア活動ができるよう、ボランティア活動者の傷害や、賠償責任などについて補償するボランティア活動保険の加入促進を図る。

(2) 福祉ボランティアグループ活動の支援

ボランティア団体の活動支援と活動費の助成を行う。

<主な助成グループ>

早島いぐさ手話サークル、早島要約筆記サークルぺんしる'、パソボ

ラはやしま、はやしま朗読ボランティアグループ、ぞうさんクラブ、
絵手紙ボランティアやまびこ、日曜大工ボランティアとんかち」等

(3) ボランティア活動に関する相談・調整

「ボランティアをしたい方」や「求める方」の相談対応や、各種福祉
団体活動を支援するプログラムの調整等、ボランティア活動の活性化に
向けた支援を行う。

8. 福祉団体活動の支援

(1) 福祉当事者団体・福祉団体活動の支援

当事者団体の活動支援と活動費支援を行う。

<主な助成グループ>

早島町身体障がい者福祉協会、早島つばさの会、ブロンズクラブ、
早島町保護司会、早島町更生保護女性会等

9. 在宅介護支援事業

(1) 介護職員初任者研修

介護に関する知識と理解を深め、在宅介護に役立てるとともに地域に
おける助け合い活動の担い手を養成する。

(2) 福祉用具貸出サービス

貸出希望者の状況を踏まえ福祉用具を貸出し、使用方法等の相談・助
言を行う。

10. 福祉相談及び福祉サービスの利用援助

(1) 福祉相談

福祉サービス利用者や福祉活動者、その他の町民からの福祉に関する
相談に応じ、助言や調整を行う。

(2) 生活福祉資金貸付事業の実施

低所得者世帯の経済的自立や、身体障害者世帯の生活意欲の助長促進
及び、在宅福祉・社会参加促進のために必要な資金を貸付けるため、生
活福祉資金貸付に関する相談受付と県社協への申請や償還事務指導を
行う。

(3) 日常生活自立支援事業の実施

判断能力が低下した方の福祉サービス利用や、日常的な金銭管理をサ
ポートする「日常生活自立支援事業」の相談受付や県社協への申請、専
門員及び生活支援員による援助等を行う。

1 1. 地域福祉センターの運営管理

(1) 施設の利用促進

町内の地域福祉活動拠点として、福祉関係者を中心にセンター内の施設の貸し出しと管理運営を行う。

(2) 備品・用具貸出

町内の地域福祉活動の活性化のため、福祉活動に役立つ備品等（レクリエーション用具・機材）の貸し出しを行う。

Ⅲ. 介護サービス事業

1. 居宅介護支援事業

(1) 居宅介護支援事業

要介護状態の方に対し、在宅での介護サービス、その他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用できるよう、介護支援専門員が訪問等により、心身の状態やご家族の希望をお伺いして、「ケアプラン」を作成しそれに基づき、介護サービス事業者との連絡調整や、サービス利用料の上限管理、要介護認定申請の代行などの業務を行う。

2. 通所介護事業

(1) 通所介護事業

通所介護サービスを利用して貰うことで、介護が必要な高齢者の心身の機能の悪化を防止し、介護が必要な状態になっても、変わらず自宅での生活が出来るよう、趣味活動や人との交流のある生活を維持すると共に、介護されている家族の心身の負担を軽減する。

(2) 介護保険外サービス事業

デイサービスの利用者を対象に、社会参加の促進と生き甲斐づくりや生活の質の向上を図ることを目的に、介護保険外の事業として年1回の行事の実施と、入院・入所先からの短時間のデイ利用の受け入れを行う。

3. 訪問介護事業

(1) 訪問介護

要介護状態になっても、心身の状況に応じ、安心して自立した日常生活が送れるよう支援するサービスで、ケアプランに基づいて身体介護（入浴介助、排泄、食事の援助など）生活援助（調理、掃除、買い物など）、日常生活全般の援助を行う。

(2) 介護予防訪問介護

できる限り要介護状態にならないで、イキイキと自立した日常生活が送れるよう支援を行う。

(3) 居宅介護（障がい者自立支援）

障がい・心身の状態に配慮した身体介護・家事援助など、日常生活全般の支援を行う。

(4) 介護保険外サービス事業

日常生活を営むのに支障があり、介護を必要としている者を対象、在宅生活を支えるとともに、社会参加の促進を図ることを目的として、介護保険外サービス事業を行う。

(5) 軽度生活支援

生活支援を必要とする方（介護保険適用外）に、安心して日常生活を営む事が出来るよう家事援助等行う。

(6) 障がい者移動支援

外出移動が困難な障がい児者の方に対し、自立生活・社会参加の促進を目的に、生活上必要な外出の移動支援を行う。